

令和 5年 7月14日

(株) セオス

遠藤 恭三 様

群馬県知事 山 本 一 太



特定 建設業の許可について (通知)

令和 5年 6月 20日付けで申請のあった特定建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号 群馬県知事 許可(特-5) 第 25720 号
許可の有効期間 令和 5年 7月 14日から 令和 10年 7月 13日まで
建設業の種類

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
解体工事業

大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
建具工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 令和10年 6月 13日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)